

- (c) 登録湿地および他の湿地における生態学的特徴の変化を特定し、報告し、モニタリングを行うための定義とガイドライン
- (d) 登録湿地および他の湿地における管理計画策定(湿地ゾーニングを含む)のためのガイドライン
- (e) 条約と、多国間開発銀行、地球環境ファシリティ、二国間開発援助計画を含む開発援助機関との関係
- (f) 条約の機関である常設委員会、科学技術検討委員会、事務局の業務内容および運営方法
- (g) 条約の機構である「ラムサール条約湿地の保全および賢明な利用のための小規模助成基金」や「モントルーレコード」等の実施のための運用手続きおよびガイドライン

決議VI. 12 国家湿地目録および登録候補地

1. 締約国会議で採択された選定基準に照らして国際的に重要である湿地を特に示す、国家湿地目録の準備を奨励する勧告4. 6および決議5. 3を想起し、
 2. 条約のもとで賢明な利用の義務を実施する際助けとなる、湿地資源の包括的な目録の価値に注目し、
 3. さらに条約の下での登録湿地の候補となりうる湿地を認識することの価値を重ねて注目し、
- 締約国会議は、
4. 科学的な国家湿地目録を準備し改訂する際に全ての湿地を含むよう、締約国に奨励する。
 5. 各締約国に対し、締約国会議で承認された選定基準に合致する湿地を正式に確認することを要請する。

決議VI. 13 ラムサール登録湿地に関する情報の提出

1. 登録湿地の変化やその兆候に関する情報を遅滞無く条約事務局に提出することを求める条文第3条2を想起し、
2. さらに、特に登録湿地あるいはその周辺の影響を及ぼしかねない人為干渉や脅威についての情報を含んだ、登録湿地の完全な情報シートを提出することを締約国に求めている決議5. 3を重ねて想起し、
3. 今回の会議に国際湿地保全連合(ウェットランド・インターナショナル)が提示した登録湿地データベースに保持されているデータの分析に感謝をもって留意し、
4. 締約国が提出した地図や記載がしばしば不十分な質であったという、今回の会議に提出された報告に憂慮し、
5. 条約の効果的な履行のためには、勧告4. 7で是認され決議VI. 5で改訂された『登録湿地のインフォメーションシート』および『湿地タイプの分類システム』を用いた、登録湿地の地図と記載の提出が必要であることを確信し、そして
6. さらに登録湿地が直面しているさまざまなタイプの脅威の構成に関しても、登録湿地と未登録湿地の状況の比較に関しても、現在の登録湿地データベースに保管されるデータからは結論を導き出せないことに重ねて留意し、

決議

締約国会議は、

7. 全ての登録湿地についてその地図および完全なインフォメーションシートを1997年12月31日までに条約事務局に提出することを優先させ、また湿地モニタリングの目的から少なくとも6年ごと(一回おきの締約国会議ごと)にそのデータを改訂することを締約国に促す。
8. さらに、条約の第3条2および決議5.3を全うするよう締約国に重ねて促す。
9. 特に登録湿地に影響を及ぼすさまざまなカテゴリーの脅威の頻度ならびに分布の要約を提供し、また登録湿地として指定することでそのような脅威を減少させることができるのかどうかの結論を導くという観点から、国際湿地保全連合が登録湿地への脅威についての分析をさらに進めることを要請する。

決議VI. 14 ラムサール25周年記念声明、1997-2002年戦略計画と1997-1999年事務局活動計画

1. 25年前にイランの町ラムサールで湿地に関する条約が採択されたことを想起し、
 2. 湿地は地球の自然生態系の重要な構成要素であり、その水文学的、生態学的機能は地域の人口と開発を支え、生物多様性を維持していることを認識し、
 3. 結果的に全地球的な生物多様性の減少を伴う湿地の深刻な減少と機能低下が続いてきたこと、そして残された湿地の多くには、深刻で差し迫った脅威が続いていることに関心を払い、
 4. 文化的遺産、地域での実践、先住民の智恵の際立った重要性、それゆえ地域社会が湿地の賢明な利用と保全に重要な役割を果たすことを評価し、
 5. この条約がこの4半世紀に成し遂げたことを検討し、21世紀に向けての方向性を提起する「声明」の承認をもって、今会議において25周年を記念することが適切であると考慮し、
 6. 第5回締約国会議(1993年、日本の釧路市で開催)が決議5.1の中で常設委員会に対して求めている内容、すなわち「第6回締約国会議において発表するために次期6ヶ年の戦略計画を準備する」という要請に注目し、
 7. 1997-2002年戦略計画が、締約国とNGOパートナーとの協議のもとに、常設委員会によって準備されたことを意識し、
 8. 条約の履行は、一方では締約国、常設委員会、科学技術検討委員会と条約事務局との間の、また他方では国際社会における他の環境関連条約を含む多数のパートナーと国内NGO、国際NGOとの間のパートナーシップであることを重ねて想起し、
 9. さらに、多くの締約国がラムサール『モニタリング手順』の名称をその本来の機能を正確に反映するよう変えることを望んでいることに注目し、
 10. さらに、常設委員会が事務局の活動計画遂行を監督する機能を重ねて想起し、
 11. 条約事務局の3ヶ年の活動計画を3ヶ年の予算に結び付けることの重要性を強調し、
- 締約国会議は、
12. 「ラムサール25周年声明」を採択する。